

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

平成30年6月11日（月）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

平成30年度第3回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成30年6月11日(木) 午後4時00分から午後5時30分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (4) 議案第4号 農地中間管理機構事業(農地集積計画)に係る意見決定について
- (5) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届(市街化区域)について
- (6) 報告第2号 農地改良届について
- (7) 報告第3号 許可不要転用届について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 川端 哲男 | 2番 河北安之助 | 3番 磯部 一輝 |
| 4番 堀川 眞助 | 5番 本田 和寛 | 6番 内藤 文紀 |
| 7番 宮村 澄考 | 8番 可村 岸雄 | 9番 坂本 里美 |

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(9人)

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鍋島 敬一 | 2番 坂本 哲也 | 3番 上田 幹雄 |
| 4番 新川 栄二 | 5番 大竹 計理 | 6番 山下 芳廣 |
| 7番 紫藤 淳 | 8番 古庄 隆光 | 9番 渡邊 幸伸 |

(2) 欠席委員(0人)

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 荒木 博光

農地集積専門員 高山 勇

平成30年度第3回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後4時00分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名の出席でございますので菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。
- 会長 <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。
- 事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、議長よろしくをお願いします。
- 議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。
「議長一任」
ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。
それでは、議事録署名人に3番 磯部委員 4番 堀川委員にお願いします。
本日の会議書記に事務局職員の荒木さんを指名します。
以上で、日程第1を終わります。
つづきまして、日程第2の議事に入ります。
初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
番号1について、事務局の議案朗読並びに説明を求めます
- 事務局 農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。
それでは、議案の1ページをご覧ください。
議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字村上4 1 7 8 番3 外2筆

地目：畑 合計面積：6, 096㎡

申請理由については、親子間の贈与であります。

この議案につきましては、現地調査を6月4日（月）に実施しています。お手元に配布しています。「現地調査写真」のP1～P3をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員でありあります堀川農業委員及び地元の推進委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得するものが取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人はすでに農業従事されており、今回父親の農地の一部を生前贈与受けるものです。取得後も今までどおり甘藷、人参等を作付するとのことです。

次に権利取得するものの、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の世帯の経営規模をみますと、現所有面積が28, 400㎡でありますので下限面積を満たしております。

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

また、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

4番委員

第1号議案の番号1について、4番委員が説明します。

譲受人は、事務局からの説明のとおり、すでに農業従事されており、甘藷を中心に人参等を作付されております。一昨年の熊本地震でから芋貯蔵庫が被害を受けられましたが、今回新たに新設されております。現地調査においても、適正に農地を管理されており、今後も農業従事されると思しますので、特段問題ないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

7 番員 私も一緒に現地調査に行きましたが、妥当であると思ひます。

議長 他にありませんか？

4 番委員 申請地は農地がかぶっているのですか。

事務局 はい、申請地は農振農用地区域の農地です。

議長 他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。
第1号議案の番号1の案件について、賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に番号2について、事務局の議案朗読並びに説明を求めます。

事務局 議案第1号 番号2を説明します。
譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。
申請地：武蔵ヶ丘北3丁目3995番1
地目：田 面積：2,973㎡
申請理由については、親子間の贈与であります。
この議案につきましては、現地調査を6月4日（月）に実施しています。
お手元に配布しています。「現地調査写真」のP4～P5をご覧ください。
本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。
全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員でありあります内藤農業委員及び地元の推進委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。
次に権利を取得するものが取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人はすでに農業従事されており、今回父親の農地を生前贈与受けるものです。取得後も今までどおり麦・大豆を耕作す

るとのことです。
次に権利取得するものの、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の世帯の経営規模をみますと、現所有面積が14,540㎡でありますので下限面積を満たしております。
最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われま。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。
また、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。
無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の作物栽培に取り組まれている地域でないこと。
集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。
以上申請地の場所、規模からみて周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ調和要件を満たすものと判断します。
以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

6番委員 第1号議案の番号2について、6番委員が説明します。
今回の申請は親子間贈与です。もともと譲受人である息子さんが耕作されておられ、現地調査においても適正に管理されておりました。また農機具等もご自宅に管理されておられ、特に問題ないと思われましますのでよろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めま。
ありませんか？他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。
第1号議案の番号2の案件について、賛成の方の挙手を求めま。
全員賛成です。
よって議案第1号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定としま。
次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題としま。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。
番号1について説明しま。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字南受1021番1 外5筆

地目：畑及び田

転用面積：3,641㎡

転用目的は、資材置場です。

権利は、所有権の移転です。

この議案につきましては、現地調査を6月4日（月）に実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P8をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地はJR原水駅より約150mに位置し、市街地が迫っている第3種農地と判断し、原則転用可能と考えております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見を申し上げます。

8番委員

第2号議案の番号1について、8番委員が説明します。

本申請地は、JR原水駅より約150mに位置しており今後市街化が見込まれる農地です。また、以前より盛土されており、営農されておりませんでした。

周辺には農地の広がりもなく転用に伴う影響もないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

まだ、委員になり日が浅いとは思いますが、活発なご意見を申し上げます。疑問な点などありませんか。

6番委員

申請地は第3種農地ということでしたか、第2種農地や第1種農地との違いはなんですか。

事務局 はい、以前皆様にお配りしております、「農業委員会資料」の中の「農地区分のフロー図」をお開きください。
そこに農地区分を判断するフロー図があります。事務局ではこのフローに基づき農地区分を判断しております。因みに今回の申請地は駅（JR原水駅）から概ね300m以内に位置する農地ですので第3種農地と判断したところです。
原則、農用地、甲種農地、第1種農地は転用不可となっております。もちろん例外規定はございます。
一方、第2種農地及び第3種農地は転用可能となっております。ただ第2種農地と判断された場合、代替性地の検討が必要となります。
もちろん最終判断は、許可権者である熊本県が判断することになります。

議長 他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。
第2号議案の番号1の案件について、賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。
事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より平成30年6月1日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書をご覧ください。
今月は、1の利用権設定が9件の14筆で合計面積25,024㎡、2の所有権移転が2件の3筆で合計面積7,829㎡です。
計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

事務局 議案書の一番左の「担当委員」の欄には、地元の農業委員及び推進委員を記載しております。地元の農地でどの農家が耕作されているか等ご確

認ください。

議長

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第3号議案の1の利用権設定及び2の所有権移転についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号と同様に平成30年6月1日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についても意見決定を求められています。議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農中間管理機構）となっており、案件は3件の4筆で合計面積8,398㎡です。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第4号議案の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第1号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特 に 発 言 無 し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第2号は農地改良届出でございます。

お手元に配布しています。「現地調査資料」のP9～P10をご覧ください。

申請者は議案のとおりです。
申請地 辛川字平ノ上 2 2 8 1 番 外 1 筆
地 目 田
面 積 計 5, 9 9 2 m²
目 的 天地返し
施工業者 (株)アスク工業
工事完了 平成 3 0 年 6 月末に完了予定です。
以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告第 2 号について、質疑はありませんか？
－ 特に発言無し －
よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第 2 号を終わります。
次に、報告第 3 号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第 3 号は許可不要転用届出でございます。
お手元に配布しています。「現地調査資料」の P 1 1 ～ P 1 3 をご覧ください。
申請者、及び詳細は議案のとおりです。
転用目的は農業用倉庫で、コンテナ倉庫を設置し、農機具等の保管をする
とのことです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告第 3 号について、質疑はありませんか？
－ 特に発言無し －
よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第 3 号を終わります。
議案審議並びに報告事項は、終了しました。
以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろ
させていただきます。